

議案第22号

三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月6日

三朝町長 松浦 弘幸

三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第4条 略

2～4 略

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第13条第2項及び第3項、第14条第1項並びに第15条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 略

(保育所等との連携)

第5条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第2項及び第5項、第15条並びに第16条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、辺地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第15条第2

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第4条 略

2～4 略

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第13条第2項及び第3項、第14条第1項並びに第15条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 略

(保育所等との連携)

第5条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第2項及び第5項、第15条並びに第16条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、辺地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第15条第2項第3号において同じ。）を行う家庭

項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 略

2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるとときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第26条に規定する小規模保育A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

(3) 略

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認めるもの

(食事の提供の特例)

第15条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第21条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第22条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

(連携施設に関する特例)

第44条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第5条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(施行期日)

1 略

(食事の提供の経過措置)

(食事の提供の特例)

第15条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) 略

(連携施設に関する特例)

第44条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第5条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(施行期日)

1 略

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過するまでの間は、第14条、第21条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第22条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第27条第1号（調理設備に係る部分に限り、第31条及び第47条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限り、第31条及び第47条において準用する場合を含む。）、第28条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第33条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第42条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第43条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第46条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第21条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過するまでの間は、第14条、第21条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第22条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第9条の規定により、他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過するまでの間は、第14条、第21条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第22条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第27条第1号（調理設備に係る部分に限り、第31条及び第47条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限り、第31条及び第47条において準用する場合を含む。）、第28条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第33条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第42条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第43条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第46条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

4 略

(小規模保育事業B型に関する経過措置)

5 略

(利用定員に関する経過措置)

6 略

(連携施設に関する経過措置)

3 略

(小規模保育事業B型に関する経過措置)

4 略

(利用定員に関する経過措置)

5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。